

別表第 1（第 3 条、第 11 条、第 17 条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K 0102 の 55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本工業規格 K 0102 の 38 に定める方法（日本工業規格 K 0102 の 38.1.1 に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号。以下「昭和 49 年環境庁告示第 64 号」という。）付表 1 に掲げる方法又は日本工業規格 K 0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K 0102 の 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	日本工業規格 K 0102 の 65.2 に定める方法
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下（埋立て等を行う場所の土地利用目的が農用地（田に限る。銅の項及び別表第 3 備考第 2 号において同じ。）である場合にあつては、検液 1 リットルにつ	検液中濃度に係るものにあつては日本工業規格 K 0102 の 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和 50 年総理府令第 31 号）第 1 条第 3 項及び第 2

	き 0.01 ミリグラム以下、かつ、試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満)	条に規定する方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「昭和 46 年環境庁告示第 59 号」という。）付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 47 年総理府令第 66 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号。以下「平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号」という。）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエ	検液 1 リットルにつき 0.004	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、

タン	ミリグラム以下	5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1.1—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス—1.2—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1.1.1—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1.1.2—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1.3—ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法

ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	日本工業規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は日本工業規格 K0102 の 34.1c (注 (6) 第 3 文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本工業規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

備考 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。